

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について

行動計画

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

① 目標：計画期間内に、育児休業の取得状況を継続して次の水準以上とする。

男性労働者 大学教員、中学・高等学校教員各2名以上、職員等5名以上

女性労働者 取得率85%を維持すること

<目標を達成するための対策>

ア) 育児に関する諸制度に関して、コンテンツを整備することで、育児に関する法律や学内の諸制度をわかりやすく周知し、教職員全体の制度利用に対する理解を深める。

イ) 出産、育児休業、職場復帰を経験した教職員の情報交換の機会を設ける。

ウ) 育児休暇制度の拡大に伴う制度利用者及び周囲の教職員を対象とする相談窓口を設置する。

② 目標：不妊治療支援策を検討する。

<目標を達成するための対策>

ア) 学内周知、理解促進、相談対応、休暇等を検討する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

① 目標：ワークライフインテグレーション（注1）に関する理解醸成を進める

<目標を達成するための対策>

ア) 職場における適切なコミュニケーションを促進し、一体感をもって仕事を進める体制づくりの実現を図る。

イ) 職員については、36協定の運用を検証し、趣旨の理解を促進、超過勤務を5年間で30%以上削減する。

ウ) 年次有給休暇取得率を10%（注2）向上させる。

エ) 多様な働き方を実現する制度として在宅勤務等を検討する。

（注1）ワークライフインテグレーション：仕事とプライベートを対立するものと捉えるワークライフバランスと異なり、どちらも人生を充実させるための大切な要素であり、双方をインテグレーション（統合）させ、人生の質を向上させようとする考え方

（注2）現専任職員の平均取得日数は約11日。平均取得日数11日÷年間付与日数20日=55%

(3) 計画期間は2021年4月1日から2026年3月31日の5年間とする。

以上